

伝統日本文化再生私議

——教育基本法改正問題との関連において——

A Thought on the Rebirth of “Traditional Japanese Culture” and the Amendment of the Fundamental Law of Education

池田 哲之

Tetsushi IKEDA

目 次

- I. はじめに
- II. 伝統日本文化とは何か—茶道を例に—
- III. 学校における伝統日本文化教育の可能性
- IV. 教育基本法改正問題における「伝統」の位相（付、「伝統文化尊重」条項試案）
- V. 結語

I. はじめに

教育基本法改正問題が、かまびすしい。「宗教的情操の涵養」、「愛国心」規定の当否をめぐる一部与党の慎重論¹⁾により2003（平成15）年度中の見直しは先送りされたが、改正への政治的流れそのものに変化が生じたわけではない、とここはみるべきであろう。

そもそも、教育基本法（以下、「教基法」という）改正問題が近時の主要政治課題となった発端は、2000（平成12）年の「教育改革国民会議」の審議・提言にあった。とどまるところをしらない青少年事件の頻発を背景に、同会議は、戦後教育界の最大禁忌となっていた「教基法の見直し」を含む教育上の諸方策について、以下のような提言を行ったのである。順不同にその一部を記せば、
1. 学校における道徳教育の強化推進、2. 青少年奉仕活動の制度化、3. 職業観、勤労観の育成、
4. 有害情報からの子ども達の保護、5. 問題を起こす子どもへの対応強化、6. 教育振興計画の策定、そして7. 新しい時代にふさわしい教基法の制定、などである²⁾。このうちのいくつかについては、すでに法制化がおわったものもあり、それはまた個別に議論の対象ともなりうるが、本稿の検討対象からはのぞくものとする。

さて、教育改革国民会議は、「新しい時代にふさわしい教育基本法を」として同法改正の方向性を三点挙げている。本稿において検討の対象とするのはそのなかの「第二は、伝統・文化など次代に継承すべきものを尊重し、発展させていくことである」の意味および内容である。

同提言を足場に、2001（平成13）年11月、小泉内閣の遠山文部科学大臣は第1期中央教育審議会

へ、新しい時代にふさわしい教基法のあり方についてそのほかを諮問した。諮問理由のなかでも「国際化が進展する社会の中にあって、日本人としての自覚を持ちつつ人類に貢献するということからも、我が国の伝統・文化」の継承の重要性が言及されている。2003年3月に公表された最終答申では、「日本の伝統・文化を基盤として国際社会を生きる教養ある日本人の育成」が今後の教育の基本的方向性である、と説かれるにいたった。

ではいったい、教育改革国民会議や中央教育審議会のいう「我が国の伝統・文化」とは具体的に何を指し、その伝播・継承は教育上、いかに展開されるべきなのであろうか。その具体像は、両者における議論でも明確にされたとはいがたく、それゆえ「我が国の伝統・文化」の意味および内容に関しては、肯定・否定の立場からさまざまな解釈がなされているのが現状である。

本稿では、Ⅱにおいて茶道を例に、わが国の伝統文化（なお、諮問文および答申では、「伝統」と「文化」の各定義は曖昧なままとなっている。本稿では、基本的に、ある有形無形の生活様式およびそこにみられる精神・思想一般を「文化」ととらえ、それらを保持してきた時間的連続性を「伝統」と把握するが文中、「伝統日本文化」—わが国に伝統的に継承されてきた文化、の意—と一括して表記する）の容貌を素描し、Ⅲでは、かかる伝統日本文化とこれからの学校教育のあるべき関わり方を考察した。そのうえで、教基法改正反対論に根強く見受けられる、「伝統日本文化イコール国家主義」との主張のあやまりを指摘し、教基法の見直しは次代の子ども達の教育にとって必要不可欠であることを論じたのが、Ⅳである。

もとより、伝統日本文化に関する先行研究は、江戸期以降の文化にかぎってみてもかず多く³⁾、それらの成果を本稿で十分に検討したわけではないし、文化史や芸術論を専門とするものでもないわたしにとり、その作業は茫洋たる大海をさまようがごときものにならないともかぎらない。そうではあるが、わたし達戦後日本人の生き方を再考するうえでの伝統日本文化の有する意味および価値については、茶人の末席に連なる者として今後なお掘り下げてゆきたいと考えている。

II. 伝統日本文化とは何か—茶道を例に—

伝統日本文化を定義づけることはむずかしい。歴史的射程、形態的内容的側面、普遍性の強弱、などを合わせ考えると、その概略を述べるだけで大部の著作に匹敵する行論を要しよう。

参考までに、2001（平成13）年12月に成立した、わが国の文化芸術振興に関する通則法である文化芸術振興基本法⁴⁾の類型法を借りると、伝統芸能（10条）、芸能（11条）につづき12条〈生活文化〉として「茶道」「華道」「書道」などが例示されている。ところで能楽や歌舞伎（=伝統芸能）、講談や浪曲（=芸能）がなぜ〈生活文化〉ではないのかを推察すれば、これらに関わる者の多く—すべてではないにせよ—が職業的専門人であることからもわかるように、その技術的専門性が高く、一般家庭において容易に取り込める性質を備えていないという理由を指摘しえよう。

このことは本稿でいう「伝統日本文化」が、いわゆる博物館的ないし舞台芸術的文化ではなく、取り入れ方によっては、いま現在のわたし達の暮らしに十分反映させられる文化であることを意味しているのと軌を一にする類型であるといってよい。もちろん、「茶道」「華道」「書道」と一口に

いっても、いずれも明治期以前からの伝統を持ち、その流派流儀は多岐にわたり、相互の文化的優劣—そもそも文化に優劣をつけるという発想自体、ある特定文化ないし文化圏に属すひとびとの根拠なき思い込みにすぎないが—を比較することもできない。

ただ、「茶道」には「茶室という希なる建築物があり、露地という独自の庭があり、茶道具などの美術工芸品、書、和歌、花、香、料理、お菓子」⁵⁾など、無数の文化的要素が含まれている。衣・食・住のすべてを包含する「総合文化性」という点でいえば、「茶道」を伝統日本文化の代表例とすることに異論を唱える者は少ないだろう。

周知のとおり、現在に伝わる「茶道（The Way of Tea）」の原型は、村田珠光（1423～1502）が創始したとされ、珠光型の茶道を武野紹鷗（1502～55）が発展させ、それをより高度な総合文化として大成したのが千利休（1522～91）である。維新以後のわが国を代表する思想家でありかつ芸術家である岡倉天心は、その著作『The Book of Tea（茶の本）』において「茶道」の本質を次のように端的に表している。

The Philosophy of Tea is not mere aestheticism in the ordinary acceptance of the term, for it expresses conjointly with ethics and religion our whole point of view about man and nature.

（茶の哲学は単に、通常審美主義と呼ばれているものを意味するだけではありません。

なぜなら、それは倫理や宗教と結びつきながら私たちの自然と人に対する見方すべてを表しているからです）⁶⁾

今日、「茶道」に関する著作物の刊行は引きもきらないが、管見のかぎり、上の天心の言葉の再確認につながる論稿こそあれ、否定するものは見当たらない。

『茶の本』に即し、わが国における「茶道」の位置を天心がどのようにとらえていたか、を天心研究の第一人者である大久保喬樹の所論からもう少し引いておこう。大久保によれば天心は、「茶道」を「ごく日常的な営み、俗事中の俗事といえる茶を飲むという行為を究極の芸術であり、宗教であるような非日常的、形而上的な次元まで昇華する文化」と定義したうえで、「茶道」が「日本人の伝統的な暮らしの隅々にまで深く作用していることを強調」しているという⁷⁾。すなわち「茶道」とは、ひとびとの日常生活から切り離された、たんなる「芸術」でも「芸能」でもなく、日本人の行住坐臥の全般に影響を与えている生活規範型文化ということである。さらにより重要なのは、そのなかに高度の思想・精神性までが認められるとしている点である。

日本人以外の目には「茶道」はどう映るのか。日本文化に造詣の深い研究者プルチョウ（Plutschow, H. E）は、近著で「今日、茶は伝統的な日本の芸術、嗜好、社交法のための宝庫であり、絶えることのない精神的、美的なよろこびとともに、多くの日本人の文化的アイデンティティーを与えるようとしている」⁸⁾と論評している。

現代茶人は、「茶道」の真髓をいかにみているのだろうか。裏千家流茶道の先代家元である鵬雲斎汎叟千玄室氏は、本来の「茶道」とは「たんなる手なぐさみものではなく、深い人間生活の哲学」探究の場⁹⁾であると説示する。さらに哲学者の三枝博音は、現代を「機械化と単純化と便宜化」の

世紀であるとしたうえで、そのことが「人間の文化の発展において好ましいのかどうか」と疑義を呈し、「茶道」のなかにこうした現代社会への深刻な反省をさせるものがあれば、「もうそれだけでも、茶道はある本質的な点で生きのびるものをそのうちにもっていると言いうるのではあるまいか」と現代社会における「茶道」存続の意義を述べている¹⁰⁾。

このようにみてくれば、控えめに見積もっても数百年にわたる伝統に培われた今日の「茶道」をおし、日本人の伝来的な生き方、考え方の核心部分—それが絶対であるとか、際立って優れているとまで主張するものではないけれども一を演繹的に導き出すことは十二分に可能であると考えられる。むしろ依るべき指針を見失い、表面的な制度改革に明け暮れる教育の分野にとり、「茶道」の本質を積極的に探求する必要性は大きいといつてもよいだろう。

珠光により創始され、利休によって大成した「茶道」は「茶禅一味」という言葉が象徴するようになんち宗、とりわけ臨済禪との関わりが深く、「茶道」の精神を端的に表すものとして、しばしば禅語が用いられてきた。ここでは多くの禅語のなかから「茶道」の本質を示す言葉として、「和敬清寂」という人口に膾炙している言葉を挙げておく。この四文字の言葉には、「和にはじまり、敬・清を通じて深まり、寂滅の境地に至って円融する『直心の交わり』の極意」¹¹⁾が凝縮されているとされる。同語から、理想的人間関係の確立こそ「茶道」の大きな目的となっていることがわかる。

茶席において亭主は、季節にふさわしい趣向をこらして心より客を迎える、客もその意を汲んで茶席に臨む。そして双方の席入り後は、亭主と客ならびに客同士の協調親睦を出発点に、相手に対する尊敬を基調としたおごりやてらいのない関係を保ちつつ相互理解を図り、最終的には「自分と他人」という垣根さえも取り払われた魂と魂の触れ合う状態にいたる。「和敬清寂」の具現化である。実際、このような人間関係を取り結ぶことは容易ではないが、そうであるからこそ、その言葉の意味が、重みをもってわたし達にせまってくるのである。とかく「茶道」といえば道具の高価さや点前の順の煩瑣さを連想する向きもあるが、「茶道」においてそれは副次的な事柄にすぎない。

つぎに、「茶道」では、季節感をことのほか大切にする。茶席において、四季折々の情感—茶花や茶菓子、床の間の掛け軸等が季節に応じて替えられる—を映し出さないものはない、とさえいってもよい。空調の効いた部屋での暮らししが普通となった現在、わたし達が季節を意識することは少ない。しかし、一年を通じ四季ごとに茶席へ足を運ぶなら、季節の移り変わりを実感せずにはいられないだろう。

さらに「茶道」では、一年をおおきく「風炉（ふろ）の時期（5月～10月）」と「炉の時期（11月～4月）」に区分する。それぞれの時期で、点前の方針、道具立ても異なる。炉開きの月である11月の茶室・茶庭の様子を述べると、茶室では畳の入れ替えや障子の張替えが行われ、茶庭の露地（門から茶室へといたる小径）の囲い等も青々とした青竹に作り変えられる。茶席に臨んだ客は、否が応でも季節の移ろいを感じる仕掛けがここにある。先ごろ上梓された大部の書『四季折々 茶の湯ごよみ 炉の季節』（淡交社 2002年）によれば、1月の別称として「早緑月」「献春」といった28もの名称がならんでおり、季節を感じる先人の心の豊かさ、織細さにいまさらながら驚く。

「茶道」の思想面に目を転じよう。そのひとつに陰陽五行思想というものがある。同思想は、中国の古代哲学に由来する世界観のひとつである。この世のすべての事物・事象は陰（マイナスの気）

と陽（プラスの気）の循環から成り立ち、おのれのは、木（woody）・火（fiery）・土（earthy）・金（mineral）・水（watery）の性質を帯びる。これを「五行」という。この思想が「茶道」のなかでどのように生かされているのかを、風炉の時期の道具立てから確認しておく。風炉（釜の湯を沸かすための炭と灰を入れる火鉢のようなもの）が陽、その右側に置く水差しが陰で、左右は陰陽和合している。五行の点からも、風炉は土製（通常の場合）、釜は金、湯は水、柄杓が木・・・というように各行がそろう形となる。

もっともこれだけの説明なら分析的・要素還元的説明といえなくもないが、決定的に異なるのは、陰陽五行思想は各要素を相互補完的なものととらえている点である。陽がきわまれば陰に変じ、逆もまたしかりである。木は火を生じ、火は土を鍛え、土が硬く固まると金となり、金が冷えてその表面に水が付着する。ときして水が火を剋（こく）し、金が木を剋するという対立関係も生じるが、勢いの強くなりすぎた五行を抑制する働きも五行の関係には必要なのであって、五行思想では、これを単純な対立・競争関係とはみない。これらのことから導き出される原理は、調和循環の原理である。相互対立ではなく自他補完・相互扶育の原理である。

以上、手短に「茶道」の思想に流れる基本原理を垣間見た。

ここでいってん「茶道」を離れ、伝統日本文化の教育的意義に着目する高橋史朗の所論に拠りながら、伝統日本文化に見出しうるいくつかの特徴的な相貌を列記しおこう。高橋は、つぎのように伝統日本文化の特徴をまとめだしている¹²⁾。

- (1) 「活」の文化
- (2) 森と共に生きる文化
- (3) 「礼」の文化
- (4) 「道」の文化
- (5) 「手」の文化
- (6) 「間」の文化
- (7) 「淡」の文化
- (8) 「対」の文化
- (9) 「床の間」の文化
- (10) 「和」の文化
- ・
- (11) 日本語の固有性（豊かさ）

さきに「茶道」の「総合文化性」については言及したが、上記分類を「茶道」にあてはめるとどうなるだろうか。

(1), (8)については、木・火・土・金・水の五行思想と陰陽二氣の理論がそのまま該当する。(3), (4), (10)に関しては、相手を尊重し、もてなしの心を形にあらわしたものが「礼」、精進を重ね点前・作法の要諦や精神性を体得してゆく過程が「道」である。茶席における主客対等、世俗の地位身分・対立が取り扱われ、いかなる身分の者でも平等に遇されるという「和以為貴（和をもって貴しとな

す」の精神の「茶道」に占める重要性についてはすでに述べた。(2), (5)に関しては、「茶掛け（当日の茶席の主題を一文字から数文字に認めた掛け軸で普通、茶室の床の間に掛けられる）」に用いられる言葉には「寿山樹色籠佳氣（じゅざんじゅしょくかきをこめる）」「松柏千年青（しょうはくせんねんあおし）」といった山々や森の緑の美しさにかけて人間の生き方を説くものが無数にあり、点前の巧拙は文字通り手の働き方に左右される。また(7)につき、「侘び」「寂び」という枯淡の境地を「茶道」で尊ぶことは、「茶道」の門外漢でさえ知っている。利休の高弟、南坊宗啓の著した茶書『南方録』¹³⁾には「小座敷の花は、かららず一色を一枚か二枚かろくいけたるがよし」とあり、利休に始まる千家流の「茶道」ではとくに華美・虚礼を拒み、本来、何事も清楚端麗を旨とする。(6), (9), (11)であるが、「茶道」における諸作法は亭主と客および客同士の関係の微妙な間を保つためにあるといえるし、茶室においては床の間ほど重要な一隅はない。季節をあらわす日本語の豊富さについては一言したが、その名称が「御銘（ごめい）」として茶道具類につけられることは多い。

ここまで検討から、偶然の一一致と言いつつもいささか躊躇するほど、「茶道」の、前記した伝統日本文化のさまざまな特質を包摂している事実があらためて確認されよう。

ところでこうした伝統日本文化に関する教育を推進する意義について、まだ述べていなかった。ここで簡単に触れ、次節へと論をすすめたい。

戦後、わたし達日本人が規範としてきたのは、西欧流の、もっといえば米国流の物の考え方、ふるまい方であった。その一方で、それまでの日本人に息づいていた考え方、暮らし方は、先の大戦での敗戦を契機として顧みられなくなったばかりか、封建的で時代遅れのものとしてむしろ意識的に蔑ろにされてきた。この傾向は学校教育界においてとりわけ強く、その結果、いまでは大人を含め圧倒的大多数の日本人にとり、伝統日本文化はテレビの時代劇かテーマパークで味わうかのような存在となってしまった。

敗戦直後、「個人の尊重」「合理的精神」といった米国由来の価値観が日本人の生き方に光明を与えるものであったことは確かである。しかし、従来型の対応では解決できない近年の子どもをめぐる状況は、戦後型教育の宿痾が限界までできてしまっていることを物語っている。戦後型教育の基本は米国によって敷かれたものであり、戦争直後の被占領下という特殊事情から当然、伝統日本文化の否定のうえに構築された¹⁴⁾。それゆえ伝統日本文化の短所は格別、上述のように同文化の長所をもが顧みられることのないまま戦後五十数年が経過した今日、教育の混迷を解く手がかりとして、封印された伝統日本文化が湛える思想・精神を引き出してみたいと考えることが特段、不自然であるとは思えない。むしろ真の戦後教育は、伝統日本文化教育の推進により、戦後教育の空白部分を埋めもどすことで、遅まきながらようやく始まるといつてもよいのではなかろうか。

III. 学校における伝統日本文化教育の可能性

かつて伝統日本文化は、農山漁村における諸行事や家庭内の祭礼などをとおし、ごく自然に世代を超えて継承されてきた。だが、敗戦による価値観の転換に加え、高度経済成長にともなう社会構

造の変化によって、わたし達日本人が何世代にもわたって受け継いできた文化は消失しかけている。そしてこれを再生させる力は、地域や家庭にもはやない。かろうじて期待できるものがあるとするなら、それは日本全国縦横に張り巡らされた小・中学校を中心とする学校教育網である。

規制・統制行政の典型であった従来の中央教育行政は、さいわいなことにここ数年来の規制改革の流れに沿って、各学校の裁量の幅を広げる一不十分とはいえ一方向ですすんでいる¹⁵⁾。前掲の文化芸術振興基本法の諸規定（後述）ともあいまって、伝統日本文化教育を推進するための「制度的土俵」は、整いつつあるといってよい。もちろん、「制度的土俵」が整ったこととそれを活用することは別問題である。同教育を実施するにあたり重要となるのは、第一義的には校長の姿勢である。伝統日本文化に理解のない校長、教職員団体の意向に振り回されるだけの校長、では同教育の推進はおぼつかない。とはいえてこれまで、国の審議会の答申類に伝統日本文化の意義を謳うものや、学習指導要領に同教育推進の必要性を強調する記述があったにしても、大半の学校は余裕のないカリキュラムのなかで、単発的例外的に伝統文化教育を実施していたに過ぎなかつた¹⁶⁾。

そうした状況に風穴を開けたのが、前回の改訂学習指導要領（以下、「現行指導要領」という）である（小・中学校は2002年度から完全施行。高等学校は2003年度より）。いうまでもなく現行指導要領による教育課程上の最大の変化は、各学校に週2～3単位時間の「総合的な学習の時間」が設けられるようになったことである。小学校学習指導要領（平成10年12月14日文部省告示第175号）第1章 総則 第3【総合的な学習の時間の取り扱い】の3では「各学校においては・・・例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題、児童の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題などについて、学校の実態に応じた学習活動を行うものとする」と定めているが、これは要するに、各学校（長）の判断で自由な教育活動を行うことを制度上認めたことにはかならない。

こうした制度上の動きに歩調を合わせる文化団体も、みられるようになってきた。たとえば裏千家流茶道の同門団体である、（社）裏千家淡交会は機関紙『淡交タイムス（2000年3月号）』において、学校茶道の特集記事を組んでいる。記事によれば、「茶道」が「日本の総合的な伝統文化であることは、言を待た」ず、「国際理解の上からも自国の文化へ関心が高まっている」今日であれば「茶道の崇高な精神性は」、「自己の在り方生き方を考えるにあたり」「深い示唆を与える」と記し、「総合的な学習の時間」もしくは「学校設定教科・科目（高等学校のみを対象とした制度）」に「茶道」を組み込むことを勧奨している。また同会では「お家元方針（平成13年度・14年度）」において、他の5項目とならび「学校茶道の充実」を掲げている。

この「茶道」を、全市的に取り入れた自治体がある。幕政時代、加賀百万石前田藩の支藩（大聖寺藩）の城下町として栄えた石川県加賀市である。市内18の小学校のうち、クラブ活動に「茶道」が選べる学校が13校（2001年4月時点）あり、加えて同市教育委員会では「加賀市学校茶道ワークショップ」を開くなどして伝統日本文化教育を通じた「心の教育」の展開を図っている。同委員会の藪谷栄一教育長は、「茶道や能を習うことが学校や教室の『荒れ』など、今日的な問題にも『いい影響を与えるのではないか』」、と伝統日本文化教育導入の意図を語っている¹⁷⁾。

個々の学校レベルでも、「茶道」を「総合的な学習の時間」「学校設定教科・科目」として正式に

位置づけるところが増えつつある。2002年度に(社)裏千家淡交会の「学校茶道教育助成金交付校」(「茶道」を正規の教育課程に位置づけた学校を助成対象とする)に選定された学校だけでも高等学校10校、小・中学校50校にのぼるが、選に漏れた学校も相当数あると想像される。

むろん、伝統日本文化教育の実践例は「茶道」にかぎられるものではない。(財)博報児童教育振興会による「第33回(平成14年度)博報賞－伝統教育文化部門－」受賞校の教育活動の内訳は、「和太鼓」「田植え踊り」「神楽」などであり、それぞれ地域色に富んだ多彩な内容となっている¹⁸⁾。しかしながら、これら光のあたった学校がある一方、種々の制約から伝統日本文化教育の実施に支障をきたしている学校も少なくない。その原因は、以下の三点に大別できると思われる。(1)指導にあたる教授者確保の困難、(2)施設・設備、教授者への謝礼といった物的・経済的条件の不足、(3)行政サイドの伝統日本文化教育に対する認識の低さ、である。

これらのなかで今後、伝統日本文化教育を推進するうえで最大の障害になると予想されるのが、上記(1)である。明治以降のわが国が、欧米流文化の模倣・移植にひたすらいそしむのみで、自國文化の保持継承にほとんど考慮を払ってこなかったこれは「後遺症」というよりほかない。教授者を養成するには中長期の視点からの段階的施策を必要とするが当面、その第一段階としては、伝統日本文化の裾野を広げてゆくことが求められる。並行して、(3)の問題とも関わるが、国・自治体の物的・経済的支援の一層の拡充も不可欠である。先記の文化芸術振興基本法は、これら施策を展開するうえでの法的根拠を付与したという点で評価しうる条項を定めている。関係条文を同法から三か条だけ抜粋しておく。

第6条(法制上の措置)は「政府は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない」と定め、文化芸術振興がたんなるスローガンで終わらないように制度的支援を国に義務づけ、第16条(芸術家等の養成及び確保)では「国は文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者・・・の養成及び確保を図るため、国内外における研修への支援、研修成果の発表の機会確保その他の必要な施策を講ずるものとする」とし、伝統日本文化等に携わる人材養成の支援義務を国に課している。また第23条(学校教育における文化芸術活動の充実)の「国は学校教育における文化芸術活動の充実を図るために、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術活動を行う団体・・・による学校における文化芸術活動に対する教育への支援その他の必要な施策等を講ずるものとする」との規定により、学校教育を活用した伝統日本文化の伝播継承事業に取り組もうとする国の姿勢が明らかとなった。

その名が示すとおり、教基法制定から54年目にして、ようやく自國文化再生・発展のための基本法は誕生した。しかし裏からいうと、伝統日本文化の継承はいまやそれだけ危機に瀕しているということでもある。

同法制定の効果は、未知数である。しかし、伝統日本文化の継承発展にとって朗報ともいえる具体的な施策も、すでに実行に移されつつある。文化庁は、2003年度からの事業として、小・中学生1万人以上を対象とする「伝統文化こども教室」を立ち上げた。これは「各地域においてわが国の伝統的な文化を子どもたちに体験・修得させる機会を提供する」ための予算措置の裏付けのある—そ

の額が十分であるかどうかは別として一事業であり、同事業の運営は(財)伝統文化活性化国民協会に委嘱される。同協会は、教室の実施団体を募集・選定し、実施に要する経費（の一部）を支払う。教室の開催は、「総合的な学習の時間」やクラブ活動をとおして伝統日本文化に興味を持った子ども達が、さらに継続的発展的な稽古・学習にすすめるためへの配慮も兼ね、授業の行われなくなつた土曜日の学校施設を利用することなどが考えられている。

もちろん、伝統日本文化の維持継承を、学校教育の枠のなかにすべて委ねうる、と即断することはできない。師匠と弟子の一対一の関係における強い精神的紐帯が求められるもの、阿吽の呼吸といった微妙な感覚を養わなければならぬもの、は一朝一夕に伝承しえず、また狂言師茂山千三郎氏の以下の発言すらあることも知っておくべきである。山本満理子は、茂山氏の「学校の教科書に狂言を載せないでほしい。教科書を用いて狂言を教えることは、狂言嫌いを増やすことにしかならない」との言葉を取り上げる¹⁹⁾。そしてまず自身の狂言鑑賞の経験をも踏まえ、学校に期待すべきは、一流の伝統日本文化に子ども達を触れさせる機会の提供であるという。さらにつづけて安部崇慶の、芸道（「こころ」「技」「形」などの無形の文化を特徴とするものが「芸道」と定義される）におけるカン、コツといったものは教科書やカリキュラムでは伝達しえず、その獲得は禅の悟りにも似た茫漠としたものであるから、芸道を学校で教えることは困難であるとの説²⁰⁾も紹介している。したがって山本によれば、学校教育に取り込みうる伝統日本文化は、着物の着方・縫い方（もしくは和食の作法や和室での立ち居振る舞い等=筆者）がせいぜい、という結論が導かれることになる。

だがこの主張は半面正しく、また半面誤っているといわざるをえない。なるほど、歌舞伎、狂言といった高度の修練を必要とするものはもちろん、たとえば「茶道」「華道」も本格的にきわめようとするなら、学校教育活動の一環としての機会を利用するだけでは到底、その水準には達しえないだろう。しかし、学校教育の場を、伝統日本文化伝承の「入り口」と考えるのなら、その範囲をかならずしも限定的にとらえる必要はない。あわせていえば、伝統日本文化とは本来、一部の好事家や趣味人だけのものでもない。抹茶を飲んだことも、点てたことも、生け花を生けたこともなく、まして日本舞踊の真似事すら経験しないまま十数年間の学校生活を卒える者がほとんどであるという現状にかんがみれば、伝統日本文化教育を学校において展開する意義は少なくないだろう。システムとしての学校を有効に活用し、伝統日本文化の体験者をひとりでも増やすことにより伝統日本文化を支える人的裾野を広げることが、消失の危機に直面する伝統日本文化を活性化させる目下、唯一の道といって過言ではないからである。

わたしは、上記のことをたんに憶測で述べているのではない。2003年1月に実施した『茶道（伝統文化）教育に関するアンケート』調査（表記項目に対する高校生19人の意識の分析）結果を紹介しておこう。調査対象としたのは、2002年度から「茶道」を「学校設定科目」として採用した高等学校のうちの一校である。さてその19人であるが、高等学校入学後に「茶道」を始めた者が18人である。学校茶道には、全員が、1. 満足している 2. まあ満足している、と回答している。選択授業であることからすると、この結果は驚くに値しないかもしれないが、「茶道」が開始されて1年近くたった時点での調査ということを考慮すると、「茶道」の魅力そのものもさることながら、教授者の工夫のこれは賜物といってよい数字だろう。

学校外で「茶道」を習っている者は、皆無である。理由は、1. 学校茶道で十分満足している、を除けば、2. 時間が取れない、3. 費用が高い、4. 近隣に適当な先生がない、とのことであり、これら回答から「一般の生徒たち」にとって、学校が伝統日本文化伝承の唯一の窓口たりえている様子がうかがえる。「茶道」継続の意思についても尋ねてみた。1. 卒業するまでよい、が7人、2. 卒業後もしばらくはつづけてゆきたい、が2人、3. 可能であれば、ずっとつづけてゆきたい、が3人、未定・ノーカウントが7人である。約6人にひとりが「茶道」継続への強い意思を抱いている計算になる。もっとも、以上の結果は調査時点のものであり、将来的にこれらの生徒達がどのようななかたちで伝統日本文化に関わってゆくことになるかは流動的である。しかし、学校で伝統日本文化を体験した者のなかから数パーセントであれ、卒業後も主体的に伝統日本文化と関わる者がいれば、体験者の分母次第でその絶対数は多くも少なくもなる。

学校が伝統日本文化継承の場として最適であるとはいえないにせよ、現在の社会状況下において、その役割を矮小化することは妥当でないと考える。

IV. 教育基本法改正問題における「伝統」の位相

これまでの考察から明らかなように、本稿で述べる「伝統日本文化」とは、明治期以降の帝国主義的国策がつくりだした「天皇中心主義」であるとか「万邦無比の国家観」、あるいは戦前の一時期さかんに喧伝された「我が国の醇風美俗」といった概念に基づくものとはおよそ性質を異にするものである。

しかし、教育改革国民会議および中央教育審議会の報告・答申を読み込んでみても、伝統日本文化の概念—法律に規定しようとする文言である以上、概念は絞り込まれるべきである—が明瞭になっているとはいがたい。国民会議報告は、「日本人としての自覚、アイデンティティーを持って人類に貢献するためにも日本の伝統、文化など次代の日本人に継承すべきものを尊重し、発展させていくことが必要」とし、中教審最終答申では、教基法改正の方向性を指摘する部分において「日本の伝統・文化の尊重、郷土や国を愛する心と国際社会の一員としての意識の涵養」の必要性を訴えるのみである。そうであるから「伝統文化」と「国を愛する心」とが並列的に謳われることによって、あたかも戦前の国粹主義的価値観に接合された理解をも生んでいる。たとえば「『涵養』という言葉は、『自然に水が染みこむように徐々に養い育てること』（『広辞苑』）だ。この言葉が近代日本の教育現場で頻繁に使用されたのは『国体明徴』のときである。洗脳の別名にはかならない」²¹⁾などは、「伝統＝軍国主義ないしは国粹主義」論²²⁾の最たるものである。

ここまで極端な主張でなくとも、「多文化共生」の理念から、伝統日本文化の活性化に異議を唱える向きもある。日教組の榎原長一中央執行委員長の、教基法改正に関する中教審ヒアリング（2002年12月9日）における「何をもって『伝統』とするのか。『日本とは何か』を問い合わせ、多様な民族が地域文化を持っていたとする近年の歴史研究の成果など、さまざまな意見がある」²³⁾との主張はその筋に沿うものであろうし、一層明快に、「伝統」には良き伝統と悪しき伝統があり、わが国の伝統には後者の側面も含まれているのだから、「多文化共生の社会を実現することこそ今回の基

本法案の精神とすべき」²⁴⁾といった、文化芸術振興基本法案審議の際にみられたような見解もないではない。けれども、「伝統＝軍国主義ないしは国粹主義」論者のとらえる伝統は、明治期以降の、とりわけ昭和軍国主義時代下の「歪んだ国家概念に捕われた伝統」²⁵⁾観の産物、というよりほかない。また「多文化共生」論者の主張は「多文化」を前提としているわけであって、伝統日本文化の否定は論理的につじつまが合わない。さらにいえば、いかなる国の伝統文化あれ、光と影の両面を有するのは当たり前の話である。現代文明のマイナスの側面を指摘するあまり、そのプラスの側面の価値を認めないと議論が失当であることはいうまでもないだろう。

伝統日本文化を活性化するといつても、それは他文化との間の絶対的優劣を競おうというのでも、同時に他文化を否定し、自文化の強要を図ろうというのでもない。ましてその差別的・排他的要素そのほか、現代社会とは明らかに相容れない諸要素の復活を企図しようというものではない。したがって伝統日本文化の正しい自画像に立脚し、多様な文化の共存こそが人類社会の未来像、と認識するかぎり、如上の所論には与しない。もっとも、『The Book of Tea』で、天心は西欧文明（文化）との対比において、伝統日本文化（茶道）の相対的に評価しうる側面の一例を次のように述べる。

· · · but scarcely any attention has been drawn to Teaism, which represents so much of our Art of Life. Fain would we remain barbarians, if our claim to civilisation were to be based on the gruesome glory of war. Fain would we await the time when due respect shall be paid to our art and ideals.

(茶道については〔西欧から＝筆者〕ほとんど注意が払われていません。茶道こそいかに生きるべきかという『生の術（生き方）』を我々に教えてくれるのです。もしわが国が文明国となるために恐るべき戦争の勝利に頼らなければならぬとしたら、我々は喜んで野蛮人でいましょう。我々の芸術と理想にふさわしい敬意が払われるまで喜んで待ちましょう)²⁶⁾

ここでは「茶道」が伝統日本文化の象徴として位置づけられているが、それはともかく、平和的精神が伝統日本文化の特質のひとつであることを示唆する一文である。

ところで前述したように、教育改革国民会議および中央教育審議会の報告・答申の伝統文化観が、いわゆる戦前復古的なものなのか、そうではなく帝国主義の洗礼にわが国が見舞われる以前の思想・精神に主として依拠したものであるのか、は判然としない。ただ国民会議・中教審双方の委員であった梶田叡一が、「敗戦までの（神がかり）的ともいべき、国家神道体制」²⁷⁾を批判する論稿を著していることからすれば、一部の論者のいうように、委員達の伝統文化観を、戦前一もとより戦前のすべてが誤っていたわけではないにしろへの単純な郷愁に根差していただけである、と看なすことは早計であろう。

では、伝統日本文化をⅡにおいて考察したところの、自然への帰依、人間相互の和合の精神などによって貫かれたものであると仮定したとき、こうした伝統日本文化の「尊重や重視」を教基法に

規定することは許されるのだろうか。ここに、教基法における理念規定の是非の問題が浮上してくる。

同問題については、基本的に三つの考え方がある。(1)そもそも法律に理念を規定すること自体、法律の本来的な守備範囲を超えることになり、その理念の集大成法であるかのような教基法の存在そのものに疑義ありとする立場（否定説）、(2)教基法の存在は認めるが、同法から可能なかぎり理念法的性格を拭い去ろうとする立場（消極的肯定説）、(3)教基法が理念法であっても問題とはならないとする立場（肯定説）の三つである²⁸⁾。

率直にいって、現行教基法は平和、人格の完成、民主的精神の育成そのほかの理想的徳目を標榜する理念法的性格の濃厚な法規範である（わたしは、本学紀要第37号で、教育勅語との対比において教育基本法は教育制度理念法であり、教育理念法ではないと論じた。しかしそれには、教育理念を網羅的に定めていた勅語に比して現行教育基本法の理念法的性格は薄い、と評すべきであった。本稿で述べたように、また成嶋 隆がつとに指摘しているように現行教育基本法が教育理念的部分と教育制度的部分から構成されていることは動かしがたい事実であり、そうであれば同法もやはり教育理念法の範疇に入るといわなければならないだろう）。(1)説や(2)説の見解を支持する者は、現行教基法が定められたのは敗戦直後という価値観の混乱していた特殊な状況下であったため、と現行教基法を擁護することもおこらないが、価値観の混乱は程度の差こそあるにせよ、いつの時代にもみられることである。また、諸外国の教育法令における理念規定の有無が、新しい教基法を方向づける際の引き合いに出されることもしばしばある²⁹⁾。しかし各国にはそれぞれ固有の歴史的・社会的事情があるのであり、中教審に提出された諸外国の教育法令資料も結局、参考程度の扱いを超えるものはなかった。

なるほど、法律によって、人の内心を規定することは許されないのが近代以降の国家における基本原則である。「諸個人が国家にたいしてどのように向き合い、国家といかなる関係を取り結ぶかは、憲法19条の保障する思想・良心の自由の問題に属し、諸個人の自立的選択にゆだねられるべきことがら」³⁰⁾との説明にも大筋においてあやまりはなかろう。しかし現行教基法の準憲法的性格からして、憲法理念が同法中に再掲されるのは当然であり、平和、民主主義、個人の尊重といった諸理念はその典型例である。同時に教育、なかんずく学校教育とは、知的教育を主としつつ、望ましいとされるある一定の価値観および文化を世代から世代へと守り伝えてゆくための組織的営為である。したがって、その程度・内容のいかんは学校設置主体の別—宗派系私立学校と公立学校との差異など一によりかならずしも同列に論じられないが、個々人の内心に働きかけを行わずして成り立つ営為ではそもそもない。あるとすれば「伝統日本文化」の累述の理解に立つかぎりそれは憲法理念—現行憲法理念の無謬性が証明されているということではない。ただ法律論として教基法改正問題を把握する以上、現行憲法理念に抵触する諸規定を改正教基法に挿入することができるのは自明である—と矛盾するものではないと思料されるから、同文化の尊重や重視を訓示的に規定することそれ自体問題はない。問題視されるべきことがあるとするなら、左右いずれにせよ偏頗な歴史教育への批判があるように、「伝統日本文化」教育の実際の内容・方法である。このことは、「宗教的情操の涵養」規定そのものが憲法20条との間で直接、微妙な緊張関係を孕むのとは異なる点であ

る。もとより、「伝統日本文化」の多義的解釈を排する表現上の推敲は十分、行わなければならぬ。なお本節末に、伝統日本文化の尊重に関する条文試案を提示しておいた。この点、読者諸賢のご批正を待つものである。

じつは教基法に「伝統」云々の文言を挿入することについては、同法制定時、すでに一度問題となっている。新日本建設にあたり、過去の教育の悪しき面を捨て去らなければならなかつたのはもちろんであるにしても、良き部分、価値ある部分までもが否定されるいわれはない。過去の教育との連続性が一切、絶たれることを憂慮した日本側関係者が教基法の前文に「伝統を尊重して」という文言を入れようとしたのには、そうした事情があった。結局、現行法に同文言が盛り込まれることはなかつたが、その経緯に関しては諸説ある。信頼度の点でもっとも高いのは、当時、教基法を担当していた文部省内の部局「調査局審議課」の課長を務めていた西村 嶽の「日本側としては、古き伝統、良き伝統ということでいれようとしたが、向こう（CIE=筆者）は、封建的なものと、どう区別するのかと反論てきて、正直なところ明快な答えができなかつた。そのため、この文言は断念せざるを得なかつたのです」³¹⁾との回顧証言であろう。教基法策定の最前線にいた当事者として、西村は「最後は、『普遍的にして個性ゆたかな文化の創造をめざす教育』という表現があるのを、古いものでもいいものは残すという努力だと解釈をこじつけて、古来のよい伝統を守ろうと努力したのです」³²⁾とつづけているが今日、「古来のよい伝統」が守られているのかどうか、「こじつけ解釈」の結果には惨憺たるものがある。もっとも、「伝統を尊重して」という文言挿入を強硬に主張した人物が、西村から国粹主義者と評されている木村篤太郎（司法大臣）であったとなると、当時の日本側の「伝統」理解にも危ういものがあったといわざるをえない³³⁾。そのかぎりにおいて、「伝統を尊重して」との文言が教基法成立時点で挿入されなかつたことの功罪は相半ばするという見方も可能であろう。「伝統」概念をめぐるこうした二義的解釈の余地があつたことを踏まえ、井深雄二は、CIEの対応は誤解でも曲解でもなくそれは正当なものであった旨主張している³⁴⁾。だが、「『伝統を尊重して』の排除という事実」がその後、伝統一般への否定と誤解へかくも教育界をひた走らせたという歴史的事実まで正当化することはできないのである。

またたしかに現行学習指導要領にも「伝統や文化の尊重と承継、国際性と日本人として自覚などの徳目」が規定されてはいる。周知のとおり、学習指導要領が教師に対し法的拘束力を有することは最高裁判例によって確認済みである³⁵⁾。下記にみるとおり、これらの事実をもって、「伝統文化尊重教育への取り組みが蔑ろにされているわけではない」と主張する者もいる。

学習指導要領と現行教基法のこのような相補関係を前提にして、ある研究者は現行教基法の特質をつきのように描き出す。

「今次答申（中教審平成15年3月20日）が必要だとしている徳目の多くは現行法から演繹でき」、「現行法の規定は懐が深く、今次答申が追加規定すべきだとする理念のほとんどがすでに現行法に含まれていると解される」³⁶⁾ というのである。けれども、文部科学省告示にすぎない学習指導要領に、教基法上、明文化されていない理念でもすべからく取り込みうるとする発想は逆に危険ではないか。付言すれば、同前の解釈からは「（教基法に=筆者）追加規定は必要ではない」³⁷⁾ という結論が導かれる。

むろん、中教審答申が述べるところの新理念のすべてを改正教基法に網羅する必要はないかもしれない。しかし、たとえば学習指導要領の内容に、教基法上、裏打ちする理念があるものとの比較するなら、教育現場の取り組み方に差異が生ずるのは避けがたい。法制化される以前の「君が代・日の丸」の教育現場における扱われ方を思い起こせば³⁸⁾、このことは力説するまでもないだろう。本稿の筋が、いくつかの新しい理念規定を改正教基法に織り込むべきとするものであるのも、そうした懸念のゆえである。

ところで、「宗教的情操の涵養」規定の挿入については、憲法20条の「信教の自由」規定との関係において微妙な問題を含むとすでに指摘したが、「国を愛する心」はどうか。これは、その「国」が統治機構を意味するものか、それともわが国の国土・国民を意味するものなのかによって、結論は大きく異なるが、この問題について本稿でいまはこれ以上立ち入らない。

以上、これまでの考察を踏まえ、伝統日本文化に関する条項案を提示して、この節のまとめにひとまずかえるものとする。

第〇条（伝統文化の尊重）

自然と平和を貴び、調和の精神のなかに特有の文化を育んできたわが国の伝統は、教育上これを尊重しなければならない。

②国及び地方公共団体は、前項の文化を保持発展させるため、教育上適切な方策を講ずるものとする。

V. 結 語

昨今の教育改革の動向を視野に、本稿では、改正教基法における「伝統尊重」条項への架橋を主眼として、伝統日本文化の教育的意義の解明をこころみた。同時に小規模ながらも現役高校生のアンケート結果から、学校教育をつうじた伝統日本文化再生の可能性を模索した（伝統日本文化の内実およびそれとの学校教育の関わり方について、わたしは昨年、明星大学修士（教育学）学位取得論文で論ずる機会をえた。本稿ⅡおよびⅢは、同論文の内容を加筆補訂し新稿としたものである）。

いま、日本人の日常は、都市であれ地方であれ、経済上の達成感—それすらもおぼつかなくなっているが—とはうらはらに、名状しがたい空虚さに支配されている。現代日本のすがたは、コルバン（Corbin, A）のいう「平らなスクリーンの時代」³⁹⁾を端的に現しているともいえよう。本稿では、その改善への一方途を、教育の見直しという観点から論じたにすぎないが、それとて、戦後日本の堅固な象徴のひとつである教基法の改正なくしては容易に実現しないことである。新日本建設のためであったとはいえ、約半世紀以上前に描かれた教育設計図を引きおすことなしに、はたして新世纪の扉は開かれるのだろうか。

なお最後に、わたしが「茶道」の持つ深い意味を机上の議論としてだけでなく、「茶道」修道者として実践的に感得するきっかけをつくってくれた祖母、故塩見宗春、父の従弟で数奇者である鹿児島の島田宗紘医師、現師である裏千家名誉師範梁井宗篤氏、そして2002年12月、茶名「宗哲」を

お受けいただいた裏千家第15代お家元、千 宗室氏（当時）に対し深甚の謝意を表し、本稿をしめくくりたい。

(注)

- (1) 周知のとおり、戦前に宗教弾圧の対象となった「創価学会」を支持母体とする公明党は、一貫して教育基本法改正に慎重な立場を崩さない。「われわれは、教育基本法に国家主義的、全体主義的、戦前への復古主義的な考え方を持ち込むことについては断固反対である（公明党デイリーニュース、2002年11月16日付）」、「教育基本法が十分でないから教育の改善が図れないとは考えられない。教育基本法のような法律がない国のはうがむしろ多い（同デイリーニュース、2003年3月25日付）」など、と中教審の中間報告発表や最終答申提出後、改正に消極的な姿勢を繰り返し示している。2003年11月の総選挙で、自公二政党による連立政権が誕生したことにより、教基法改正の実現を疑問視する者も多い。
- (2) 本稿では、国民会議の審議報告については、<http://www.kantei.go.jp/kyouiku> を検索・参照し、中教審の審議答申については、<http://www.mext.go.jp> から検索・参照した。
- (3) こころみに、インターネット書店「イーエスブックス」の検索サイトを利用し、「江戸文化」に関連する文献を検索したところ、現在入手可能なものだけで628点もの書籍があることがわかった。このすべてが専門的研究書の類ではないとしても、古書、絶版書などを含めれば、江戸文化に関するものだけで膨大なかずの文献が公刊されているということになるはずである。
- (4) 文化芸術振興基本法の制定をめぐっても、賛否両論がある。賛成派は同法がわが国の伝統文化の発展に寄与する法律であると主張し、反対派はそれゆえに、多文化共生の理念に同法はそぐわないと結論づける。多文化共生をいう前に、自文化の欠損こそ、その国に生きる人々にとって抜き差しならぬ問題を惹起するのではないだろうか。
- (5) 小堀宗実『茶の湯の不思議』（日本放送出版協会、2003年）204頁。
- (6) 立木智子『岡倉天心「茶の本」鑑賞』（淡交社、1998年）186頁。本文中の『The Book of Tea』引用および訳出は同書による。
- (7) 大久保喬樹『日本文化論の系譜』（中央公論新社、2003年）34頁。
- (8) ヘルベルト・ブルチョウ『グランド・ティー・マスター』（淡交社、2002年）11頁。
- (9) 千 宗室『「茶教」と我が國茶道の歴史的意義』（淡交社、1983年）2頁。
- (10) 三枝博音、清水幾太郎編『日本哲學思想全書 第16巻』（平凡社、1980年）216頁。
- (11) 沖本克己、竹貫元勝著『これで大丈夫 禅語百科』（淡交社、1998年）150頁。
- (12) 高橋史朗「日本文化の感性と二十一世紀の教育の課題」（2002年 明星大学通信制大学院教育学演習I資料）
- (13) 南坊宗啓が著した茶道書。茶道の聖典とも目されている書であるが、叙述の歴史的正確性という点では、山上宗二の『山上宗二記』に劣るとされる。
- (14) 先の大戦敗戦の年に、GHQによって実施された教育諸改革のねらいのひとつもそれであった。とくに、いわゆる「神道指令」「修身、日本歴史及ビ地理停止ニ関スル件」の二大指令は、日本人に自国の文化・歴史を卑下する習性を刷り込む効果を生んだ。
- (15) 「学校裁量の拡大」と、それにともなう「校長権限の拡充」は、近年の教育改革におけるメルクマールともなっている。後者を背後から支える制度として、職員会議の補助機関化・学校評議員制度の導入・校長資格要件の緩和などの改革が矢継ぎ早に打ち出されたことは、記憶にあたらしい。
- (16) 中学校学習指導要領（平成10年12月14日）の第三章〔道徳〕のなかに、4－主として集団や社会とのかかわりに関する事項として、として10項目もの目標が列記されている。これらの各目標を本格的に教育しようとすれば、専用の授業時間を確保するよりほかはないが、以前の指導要領の下では、到底それは無理な相談であった。
- (17) 『内外教育』（時事通信社、2001年4月10日付け）
- (18) <http://hakuhodo.co.jp/foundation>
- (19) <http://www.mskj.or.jp/jukuho/0110jkmariko.html>
- (20) 安部崇慶『芸道の教育』（ナカニシヤ出版、1997年）85頁。なお安部は、同著のほかにも「伝統的教育技術の構造と特質－芸道稽古論を中心に－」、「天心岡倉覚三の芸術教育－芸道稽古論の系譜として－」といった、伝統文化と教育の関わりについての興味深い論稿を多数発表している。

- (21) 小森陽一「教育基本法改悪のねらいと教育破壊」(田沼 朗ほか編『いま、なぜ教育基本法の改正か』国土社, 2003年) 53頁。
- (22) 中教審中間報告公表前の主張ではあるが、雑誌『世界』編集長の岡本 厚は、新聞紙上（朝日新聞2002年8月2日付）で、中教審の「日本人のアイデンティティ（伝統・文化の尊重、郷土や国を愛する心）」重視路線を「国家への奉仕・献身」に結びつくおそれがあるとして批判している。「国家への奉仕・献身」の先に岡本は、戦前の国家像を思い描くのであろう。しかし、多くの国々の憎しみを買い、国土を焦土と化す惨禍を経験したわが国が、今日の国際状況のなかでまたもや戦前型の国家へ回帰するとの想定は、あまりに非現実的かつ極端な主張であるといわざるをえない。
- (23) 中教審（文科省）は、今次教基法改正審議への国民的関心が低調であることを慮ってか、数度にわたりヒヤリングおよび公聴会を開いている。意見発表希望者を公募した公聴会における賛否の総数では、賛成派が若干、反対派を上回ったといってよい程度であり、あからさまな数的事前操作は行われなかった模様である。
- (24) この発言は、社民党の山内恵子議員（当時）が、2001年11月21日の衆院文部科学委員会において行ったものである。同議員はまた、「伝統」には良い伝統と悪い伝統がある以上、文化芸術振興基本法の前文に「文化的な伝統の尊重」という文言を盛り込むことには反対である旨の発言もしている。本文でも指摘したように、同議員の発言は、あるものの中に汚点をひとつでも見出せばそれを全面的に否定するという、単純きわまりない論理の見本であるように思われる。
- (25) 辻井 喬『伝統の想像力』（岩波書店, 2001年）141頁。
- (26) 前掲(6)書, 184頁。
- (27) 梶田叡一「伝統継承に根差した未来創造を」（西澤潤一編著『新教育基本法 6つの提言』小学館, 2001年) 75頁。
- (28) この問題については、市川昭午が自著『教育基本法を考える』（教育開発研究所, 2003年）のなかで、各説を詳細に比較検討している。市川自身は、フランスのコンドルセなどの発言を引きながら、法律でこころを律することの不当性を主張している（同説に立つ者として、ほかに久保義三の説が紹介されている）。したがって市川によれば、憲法理念の再掲を教基法に認める法学者の見解は便宜的・政治的で、法的正確さを欠いているということになる。しかし、およそ理念的色彩のある表現すべてを法律上の文言から排除することは可能なのだろうか。「子どもの読書活動の推進に関する法律」2条では、子どもの「感性」一皮相な見方を許してもらうならば、「感性」にも良い「感性」と悪い「感性」があるのではないか—を磨くことの重要性が述べられ、「男女共同参画社会基本法」10条は国民に、いまだ定義が定着しているとはいえない「男女共同参画社会」の形成に努めることを求めている。
- (29) 中教審の委員には、「各国における『教育基本法』に相当する法律について」という資料が配布されており、それにはイギリス、フランス、韓国などの教育法令が取り上げられている。たしかに、国・連邦レベルでは、教育理念を定めた法令の存在は珍しいが、州レベルまで範囲を広げると、教育理念的な法令も散見される。
- (30) 成嶋 隆「教育基本改正をめぐる法的論点」（田沼ほか, (21)書）78頁。成嶋は、現行教基法の理念・目的規定を、裁判規範ではなく一種の訓示規定ととらえるべきと主張する。もとより訓示規定といえども憲法理念との整合性は厳しく吟味されなければならないが、人の精神活動を直接間接に対象とする少なくとも教育法・文化法の領域において、人の内心・価値観に関わるような法文上の表現一切を排除することは困難である。成嶋説は、近代憲法の原則に配慮しつつも、かかる特殊法の存在をも許容する点で、妥当な解釈であると考える。
- (31) 木田 宏監修『証言 戦後の文教政策』（第一法規, 1987年）46頁。
- (32) 同上書, 47頁。
- (33) 各種資料から、戦後教育改革を検討審議するための日本側受け皿機関であった教育刷新委員会の、羽渕了諦、天野貞祐ら保守派と目される委員達が「伝統の尊重」条項の插入に拘泥した事実も現在、明らかとなっている。ただ歴史的事実がいずれであれ、わが国の「伝統文化」に対する抜きがたい先入観を払拭することが、今後の教育改革における最重要課題のひとつであることは否定できない。
- (34) 井深雄二「『伝統を尊重』は何故削除されたか？」（『高校生活指導 157』青木書店, 2003年) 109~111頁。
- (35) いわゆる「伝習館訴訟」で最高裁は、「高校学習指導要領を法規としての性質を有するとした原審（福岡高裁＝筆者）の判断は、正当としては認でき、右指導要領の性質をそのように解することが憲法二三条、二六条に違反するものでないことは、最高裁大法廷判決（昭51・5・21）の趣旨とするところである」と判示した（最判平2・1・18）。

- (36) 市川(28)書、75頁。
- (37) 同上。
- (38) 「国旗及び国歌に関する法律」(平成11年8月13日 法律第一二七号) 施行以前は、国旗・国歌に関する各学校の扱いはまちまちで、学習指導要領に国歌斉唱指導義務が教師にはあるとされているにもかかわらず、「法律に根拠がない」との理由から、地方自治体によってはほとんど同規定が守られていない実態があった。否、法施行後ですら、東京都教育委員会が通達を出さざるをえなかった(2003年10月23日)ことからも分かるように、国旗掲揚・国歌斉唱の実施にはなおバラつきがあったのである。今度の反対の理由は「(主として教師の) 内心の自由を侵す」というものである。思うに、それでは社会・国語といった教科における特定の内容も、「内心の自由」に触れるとの理由で、教師に教えない自由が認められているのだろうか。もとより教師の自主性は尊重されなければならないが、子どもの教育は教師の自由裁量に委ねられているわけではない。
- (39) 固有の伝統に培われた文化を失い、グローバル化の名の下に均質化を迫られている各国のひとびとの荒涼たる心象風景を、独自の視点から評論するアラン・コルバン(パリ第1大学教授)は、「過去への関心が薄れ、現在に対する浅い関心だけが過剰になっている時代(現代=筆者)」を「平らなスクリーンの時代」と呼ぶ。

A Thought on the Rebirth of “Traditional Japanese Culture” and the Amendment of the Fundamental Law of Education

IKEDA Tetsushi
Kagoshima Women's Junior College

Discussions concerning the amendment of the Fundamental Law of Education have been under active debate. One of the main issues is related to the confusion around the concept of “traditional Japanese culture”. Is “traditional Japanese culture” equal to exclusive ultra-nationalism? Or can it play a potential role to create a new dimension for the future education in this country?

This paper tries to explore the meaning of the concept of “traditional Japanese culture” from standpoints of the spirit of “the Way of Tea” (*sado*). The author emphasizes the importance of introducing an article to respect “traditional Japanese culture” into the new Fundamental Law of Education.